



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年5月26日金曜日 第411号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（循環型社会推進課）... 605  
 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則.....（都市計画課）... 607

## 告 示

落札者等の告示.....（人事課）... 608  
 指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 608  
 指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（"）... 608  
 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....（農地整備課）... 609  
 落札者等の告示.....（畜産課）... 609  
 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（水産課）... 609  
 公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 609  
 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....（会計課）... 609  
 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 610  
 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....（中予地方局農村整備第一課）... 610  
 開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局建築指導課）... 610  
 道路の区域変更（県道高瀬松溪線外）.....（南予地方局西予土木事務所）... 611  
 道路の供用開始（"）.....（"）... 611  
 医師の指定.....（福祉総合支援センター）... 611  
 指定医師の所在地の変更.....（"）... 612  
 指定医師の辞退の届出.....（"）... 612

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第29号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第21条</b> 省略</p> <p><b>第22条</b> 省略</p> <p><b>別表第3</b>（第8条、第11条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、<u>宅地造成及び特</u></p>	<p>（身分を示す証明書）</p> <p><b>第21条</b> <u>条例第26条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第13号）とする。</u></p> <p><b>第22条</b> 省略</p> <p><b>第23条</b> 省略</p> <p><b>別表第3</b>（第8条、第11条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、<u>宅地造成等規制</u></p>

定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定に適合すること。

5～8 省略

別表第5（第7条、第10条関係）

1～10 省略

11 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文及び第30条第1項本文の規定による許可並びに同法第27条第1項本文の規定による届出を要する行為

12～18 省略

法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定に適合すること。

5～8 省略

別表第5（第7条、第10条関係）

1～10 省略

11 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定による許可を要する行為

12～18 省略

様式第13号（第21条関係） 身分証明書

（表）

身 分 証 明 書

<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span>写真</span> </div>	<p style="text-align: right;">第 _____ 号</p> <p>所 属 _____</p> <p>職 名 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 生</p> <p>愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第26条第1項の規定による立入検査等に従事する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 発行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 限り有効</p> <p style="text-align: right;">愛媛県知事 <span style="float: right;">印</span></p>
---	---

（裏）

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（抜粋）

（立入検査等）

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を排出し、若しくは搬出した者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を運搬し、若しくは運搬した者、当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者その他当該土砂等の埋立て等に関係する者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を排出し、若しくは搬出した者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を運搬し、若しくは運搬した者、当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者その他当該土砂等の埋立て等に関係する者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第6章 罰則

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1)～(3)の2 省略

(4) 第26条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(5) 第26条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第30号

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則（平成12年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 2 and Article 8 of the rules regarding the recognition of excellent residential land, including the deletion of certain provisions and the replacement of '愛媛県収入証紙貼付欄' with '愛媛県収入証紙ちよう付欄'.

191号)その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

191号)その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第612号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年5月26日

愛媛県知事 中村時広

Table with 6 columns: 随意契約に係る特定役務の名称及び数量, 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地, 随意契約の相手方を決定した日, 随意契約の相手方の氏名及び住所, 随意契約に係る契約金額, 随意契約にした理由

○愛媛県告示第613号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年5月26日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 名称, 所在地, 開設者(氏名又は名称, 主たる事務所の所在地, 代表者の氏名), 担当しようとする医療の種類, 指定年月日

○愛媛県告示第614号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年5月26日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 指定訪問看護事業者等(名称, 主たる事務所の所在地, 代表者の氏名), 訪問看護ステーション(名称, 所在地), 担当しようとする医療の種類, 指定年月日

○愛媛県告示第615号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和5年5月26日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地		担当する医療の種類	変更年月日
	変更前	変更後		
訪問看護リハビリステーション you to o	上浮穴郡久万高原町久万261番地2	上浮穴郡久万高原町久万535番地1	精神通院医療	令和5年3月27日

の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年5月26日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・石手川北部地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
令和5年5月29日から6月23日まで
- 縦覧場所  
松山市役所本庁

○愛媛県告示第616号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市上伊台町、下伊台町、菅沢町、福角町、堀江町、権現町、食場町、東大栗町、客、西谷、小川、磯河内、和田、安岡、吉藤町、鴨ノ池地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項

○愛媛県告示第617号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年5月26日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
豚熱生ワクチン（シード） 50ドーズ 予定数量 7,000本 20ドーズ 予定数量 2,000本	愛媛県農林水産部 農業振興局畜産課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年5月12日	松田医薬品株式会社 松山営業所 愛媛県伊予市下吾川12-2	（50ドーズ1本あたり） 4,730円 （20ドーズ1本あたり） 1,892円	一般競争入札 [単価契約]	令和5年3月31日

○愛媛県告示第618号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年5月26日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

（東予地方局農林水産振興部水産課管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西条市船屋355-9 浅木宗親	西条市船屋甲349 森博史	西条市船屋甲521-1 浅木厚貴	ひうち	愛媛県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和5年5月26日から6月9日まで

(2) 縦覧場所

東予地方局農林水産振興部水産課

○愛媛県告示第619号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、八幡浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年5月26日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）
- 作業期間 令和5年5月10日から  
令和6年3月29日まで
- 作業地域 八幡浜市全域

○愛媛県告示第620号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

令和5年5月26日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人		変更事項		変更許可年月日
	住所	氏名又は名称	新	旧	
八第14号	八幡浜市船場通380番地1	指定金融機関 伊予銀行 八幡浜支店	売りさばき人住所 八幡浜市船場通380番地1 売りさばき所 八幡浜市船場通380番地1	売りさばき人住所 八幡浜市380番地第1 売りさばき所 八幡浜市380番地第1	令和5年5月3日

○愛媛県告示第621号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年5月26日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-2)第12464号	令和2年10月25日	(有)栄和建設工業	伊藤 好子	新居浜市東田1-甲855-1	令和5年3月1日	土木事業 建築工業	建設業の廃止(一部)
(般-2)第17530号	令和2年7月13日	大野工業	大野 末博	四国中央市土居町小林190	令和5年3月6日	土木事業 とび・土工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止
(特-1)第15576号	令和元年6月6日	新居浜建設業同	白石 誠一	新居浜市北新町2-37	令和5年4月12日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
(般-4)第17421号	令和4年12月7日	(株)新藤建工	藤田 国仁	西条市港232	令和5年4月25日	土木事業 解体工事業	建設業の廃止(一部)
(般-1)第14488号	令和2年3月30日	渡邊邦治建設	渡邊 邦治	今治市吉海町仁江1221	令和5年4月28日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-3)第10472号	令和4年3月17日	山内造園土木	山内 講一	西条市丹原町高知720	令和5年5月2日	土木事業 とび・土工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第622号

松山市西石井土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年5月26日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 松山市西石井土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 松山市西石井土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
令和5年5月29日から令和5年6月23日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所本庁

○愛媛県告示第623号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年5月26日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建（開）第2号 令和5年5月16日	伊予市宮下字西戎519番、520番1	松山市東石井六丁目6番44号 株式会社リピング椿 代表取締役 大西晋平

○愛媛県告示第624号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年5月26日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建(開)第3号 令和5年5月16日	伊予郡松前町大字浜字一町六反835番1、837番5	松山市宮町132番地 生活協同組合 愛媛県労働者住宅協会 代表理事 宮 崎 司

○愛媛県告示第625号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町富野川2154番地先から 同町富野川2110番1まで	旧	メートル 3.5~6.0	キロメートル 0.059	
		西予市野村町富野川2154番地先から 同町富野川2110番1まで	新	6.9~10.5	0.059	
"	宇和野村線	西予市野村町鎌田1262番3から 同町鎌田1264番3まで	旧	44.7~61.7	0.091	
		西予市野村町鎌田1262番3から 同町鎌田1264番3まで	新	44.7~88.5	0.091	
"	野村柳谷線	西予市野村町惣川3576番2から 同町惣川3562番3まで	旧	4.7~41.1	0.414	
		西予市野村町惣川3576番2から 同町惣川3562番3まで	新	4.7~73.9	0.414	

○愛媛県告示第626号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町富野川2154番地先から 同町富野川2110番1まで	令和5年5月26日
"	宇和野村線	西予市野村町鎌田1262番3から 同町鎌田1264番3まで	"
"	野村柳谷線	西予市野村町惣川3576番2から 同町惣川3576番5まで	"

○愛媛県告示第627号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和5年5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
心臓・呼吸器機能障害	内 科	長谷川病院	長谷川 陽 一	四国中央市金生町下分1249番地の1	令和5年5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	松 本 直 樹	西条市朔日市269番地1	令和5年5月1日

心臓機能障害	循環器内科	喜多医師会病院	田坂達郎	大洲市東大洲1563番地1	令和5年5月1日
肢体不自由	整形外科	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	寺崎隼人	新居浜市南小松原町13番27号	令和5年5月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	消化器科、内科	消化器科久保病院	原田雅光	今治市内堀一丁目1番19号	令和5年5月1日

○愛媛県告示第628号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和5年5月26日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
吉鷹輝仁	みずほ整形外科	伊予郡砥部町麻生7番地5	101クリニック	伊予郡砥部町麻生7番地5	令和5年4月1日
金久浩大	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	令和5年3月31日
國廣丞史	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	令和5年3月31日
渡部祐司	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	西条中央病院	西条市朔日市804番地	令和5年3月31日
村尾紀久子	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	令和5年3月31日
森野忠夫	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	社会医療法人石川記念会HITO病院	四国中央市上分町788番地1	令和5年3月31日
小倉麻由	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	令和5年3月31日
小川広徳	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	令和5年3月31日
岡本雄一郎	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	令和5年3月31日
西田直哉	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	令和5年3月31日
大塚祥浩	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	社会医療法人北斗会大洲中央病院	大洲市東大洲5番地	令和5年3月31日
福田高彦	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市269番地1	西条中央病院	西条市朔日市804番地	令和5年4月1日
玉井貴之	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	大洲記念病院	大洲市徳森1512番地1	令和5年4月1日
加藤高英	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	今治市喜田村七丁目1番6号	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和5年4月1日
大野広貴	愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	令和5年4月1日
大口雅紀	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	令和5年4月1日

○愛媛県告示第629号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和5年5月26日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
視覚障害	眼科	住友別子病院	野田遼太郎	新居浜市王子町3番1号	令和5年4月3日
聴覚障害、平衡・音声・言語機能障害	耳鼻咽喉科	水越耳鼻咽喉科医院	水越肇	今治市南宝来町一丁目4番地16	令和5年4月3日



肢 体 不 自 由	形 成 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	中 岡 啓 喜	東温市志津川	令和 5年4月6日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	河 野 玲 奈	東温市志津川	令和 5年4月6日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	野 田 輝 乙	東温市志津川	令和 5年4月6日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	浦 田 啓 陽	東温市志津川	令和 5年4月6日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	丸 山 なつき	東温市志津川	令和 5年4月6日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	中 村 寿太郎	東温市志津川	令和 5年4月6日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	小 川 佳 華	東温市志津川	令和 5年4月6日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	山 口 裕 子	東温市志津川	令和 5年4月6日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	坂 井 大 五	東温市志津川	令和 5年4月6日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	河 内 和 誉	東温市志津川	令和 5年4月6日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	日根野 真 有	東温市志津川	令和 5年4月6日
肢 体 不 自 由	小 児 科	公立学校共済組合四国中央病院	岩 井 朝 幸	四国中央市川之江町2233番地	令和 5年4月13日
肢体不自由、音声・言語機能障害	脳 神 経 外 科	喜多医師会病院	河 内 正 人	大洲市東大洲1563番地 1	令和 5年4月13日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	小 林 弘 明	新居浜市南小松原町13番27号	令和 5年4月17日